

土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（港湾・漁港漁場整備事業版）

I 目的

本要領は公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

II 対象工事

農林水産部水産課及び土木部港湾空港課が所管する工事。ただし、港湾・漁港漁場関係工事（浚渫工事、構造物工事）及び海岸工事（港湾に関わる海岸、水産庁所管の海岸）以外の工種区分により工事費を積算する工事を除く。これらの工事は、「土木請負工事における現場環境改善費の積算要領」（令和7年9月11日付け技第491号）による。

III 対象となる内容

工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、安全関係、役務関係、営繕関係、防災危機管理関係及び担い手育成関係。以下、「現場環境改善等」という。）に関するものを対象とする。

IV 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

V 積算方法

1. 基本的な考え方

- (1) 現場環境改善費の積算は下記による。
 - ・ 港湾土木請負工事積算基準 第1部第2章2節2—1 1 現場環境改善費
 - ・ 漁港漁場関係工事積算基準 第1部第2章2節2—1 1 現場環境改善費
 - ・ 令和7年7月4日付け港湾局 技術企画課「熱中症予防・防寒対策に関する費用計上について（実施要領）」
 - ・ 令和7年7月24日付け水産庁事業課「熱中症予防・防寒対策に関する費用計上について（実施要領）」
- (2) 現場環境改善等に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとし、標準的な実施内容を特記仕様書に明示すること。ただし、率に含まれない現場の施設や設備に対する熱中症予防・防寒対策については、当初設計には含めず、受発注者協議のうえ変更設計により積み上げ計上する。
- (3) 現場環境改善費率による額は、(1)の積算基準「2—1 1—2 現場環境改善費の構成」のうち1内容以上の実施に要する費用である。
- (4) 熱中症予防・防寒対策に関する費用のうち、積み上げ費用の計上は、現場環境改善費率及び現場管理費率にて計上される費用と重複がないことを確認し、現場環境改善費率分で計上される額の50%を上限として、「物価資料」又は「見積もり」等を参考

に適切に計上する。なお、計上に当たっては、対策の妥当性を確認すること。

- (5) 特別な内容を行う場合で、費用が巨額となり現場環境改善等に要する費用を率分で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を特記仕様書に明示するとともに、その費用を「物価資料」又は「見積もり」等を参考に適切に積み上げ計上すること。
- (6) すべての実施内容について、機器等の稼働に係る電気代及び燃料代は、現場管理費に動力・用水光熱費として率計上されることから、現場環境改善費に含めない。

2. 積上げ計上する場合の留意事項

- (1) リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。
- (2) 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
- (3) 施設・設備等の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

VI 現場環境改善等計画書の提出について

現場環境改善等に係わるすべての工事について、現場環境改善等計画を施工計画書に含めて提出させるとともに、工事完了後において、その実績を写真にて提出させること。また、熱中症予防・防寒対策に関する費用を積上げ計上する場合は、対策を実施していることを立会により確認すること。

VII 工事成績評定の取り扱いについて

現場環境改善として実施した内容については、工事成績評定の考査項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象としない。

VIII その他

工期設定に際しては、現場環境改善等の準備に必要な期間を考慮すること。

附 則

(施行期日)

本要領は、令和7年11月1日から施行する。

(適用)

この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事から適用する。

【特記仕様書記載例】

工事現場の現場環境改善等

1. 工事現場の現場環境改善等は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに、関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は、施工に際しこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。
2. 現場環境改善等（率計上分）の内容については、別表第1を参考に、1内容以上の実施とする。
3. 現場環境改善等（積み上げ計上分）の内容については、別表第2のとおりとする。
ただし、記載のない内容についても、現場条件等に対し適正な対策であることが確認でき、費用が巨額となり率分で計上することが適当でない場合は、設計変更の対象とする。
なお、対策に必要な施設・設備等の種類や規模及び設置期間については、工事打合せ簿により発注者と協議を行い決定するものとする。
4. 現場環境改善等については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
5. 工事完了時には、現場環境改善等の実施写真を提出するものとする。
6. 本特記仕様書によるものは、工事成績評定の考査項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象とはならない。

【別表第 1】

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 （仮設備関係）	仮設備の設置、美装化に要する費用 垂れ幕（横断幕）、工事看板（説明板・案内板・P R 看板）、緑化・花壇（椅子・ベンチ含む）、ライトアップ
現場環境改善 （営繕関係）	現場施設の美装化、行事等の開催に要する費用 施設美装化（現場事務所・現場休憩所・作業員宿舎）、インフォメーション施設の設置および管理運営、行事の開催
現場環境改善 （安全関係）	安全器具の美装化、清掃に要する費用 器具美装化 {バリケード、転落防止柵（足場・安全ネット）、工事標識、安全標識照明、安全器機（カラーコーン・回転灯）、安全具（救命胴衣・救命浮環・ヘルメット・安全靴・安全帯・消火器）}、清掃費、熱中症予防、防寒対策
現場環境改善 （役務関係）	現場環境改善に係る土地借上げおよび道路等の占有に要する費用
現場環境改善 （防災・危機管理関係）	防災訓練に要する費用 防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）に使用する作業船・重機の燃料費、回航えい航費・運搬費、資機材の費用
現場環境改善 （担い手育成関係）	現場見学、インターンシップ、出張講座等に要する費用 （担い手育成関係） 現場見学会の開催・見学用設備、パンフレット・工法説明ビデオ、出張講座の資料作成

【別表第2】

計上費目	実施する内容（積み上げ計上分）
現場環境改善 （安全関係）	熱中症予防・防寒対策 ただし、現場環境改善費率及び現場管理費率に含まれる下記に掲げるものを除く。 （1）現場環境改善費率計上費用（熱中症予防） ・暑さ測定器具 ・遮光ネット ・ドライミスト発生器具 ・ミスト扇風機 ・作業場用大型扇風機 ・送風機 ・エアコン ・給水器 ・シャワー室 ・冷蔵庫 ・製氷機 ・自動販売機 ・日除けテント ・簡易休憩所 ・休息車 ・クーラーボックス ・熱中症対策バンド （2）現場管理費率計上費用（熱中症予防） ・熱中症飴、タブレット ・経口補水液 ・熱中症対策キット ・ヘルメット取付ソーラー充電式ファン ・クーリングベルト ・遮光チョッキ ・速乾性および通気性の良い安全チョッキ ・空調服 ※作業員個人に対する熱中症対策費用は、現場管理費の補正により計上する。 （3）現場環境改善費率計上費用（防寒対策） ・暖房設備 ・防寒服 ・防寒具